

〔国際啄木学会若手研究者助成規程〕

二〇一〇年九月四日理事会決定

- 1 本規程は、若い研究世代を育成し、若手会員の啄木研究を助成するために定める。
- 2 啄木研究に資するものと認められる著書（翻訳書を含む）に対して、一〇万円を助成する。
- 3 啄木研究に資するものと認められる論文に対して、五万円を助成する。
- 4 国際啄木学会が主催する大会、セミナーにおいて、研究発表、パネラーとして参加したのに対して、一万円を助成する。
- 5 国際啄木学会以外の学会、研究会において、研究発表、パネラーとして参加したのに対して、一万円を助成する。
- 6 上記に該当しない場合の運用は、理事会で協議し、決定する。

付則

- 1 本則は、二〇〇六年度施行の「国際啄木学会若手研究者奨励賞」の規程を、二〇一〇年九月四日の理事会で改正承認、施行。
- 2 助成の対象は、当該年度（四月一日～翌三月三十一日）のものとし、理事会で承認を得るものとする。
- 3 原則として助成の授与は、大会、セミナーでおこなうものとする。
- 4 助成金は「国際啄木学会若手研究者助成」基金から運用し、随時会費等から補填するものとする。